自転車用ヘルメット購入補助

安全基準を満たしたヘルメットを購入された方に

最大 2,700円を補助します！

・令和５年４月１日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

・自転車事故で死亡した人の約 ５割が頭部に致命傷を負っています。交通事故の被害を軽減するために自転車用ヘルメットを着用し、大事な命を守りましょう。

■対象者　　若狭町に住民票があり、町税等の滞納がない方

■対象となるヘルメット　　SGマーク等が貼付してあるもの
令和６年４月１日以降に購入した新品のもの

【参考】安全基準マーク

SGマーク	JCFマーク	JCF推奨マーク	CEマーク	GSマーク	JCFマーク

■補助内容　　●高校生以下
購入費用の10分の10【上限2,700円】
●上記以外の方
購入費用の２分の１【上限2,000円】
※いずれも中学生は除く（学校を通じて購入補助を実施）
※100円未満の端数は切り捨て

■申請書類　　①申請書　②領収書（レシート可）　③SGマーク等が確認できる書類

■申請場所　　環境安全課(三方庁舎)

■申請期間　　令和６年４月１日～令和７年３月３１日　※年度内に１人１回までの申請となります。

お問い合わせ：若狭町役場　環境安全課
TEL 0770-45-9126

申請書等はHPから
ダウンロードください ⇒